

船員保険・厚生年金保険 産前産後休業終了時報酬月額変更届
厚生年金保険（船員）70歳以上被用者産前産後休業終了時報酬月額相当額変更届

【**手続概要**】

この届出は、平成26年4月1日以降に産前産後休業が終了となる被保険者および70歳以上被用者が、産前産後休業終了後に受ける報酬に変動があった場合、当該被保険者の申出により当該事実があった日から10日以内に船舶所有者を経由して届け出るものです。

【**標準報酬月額改定の概要**】

産前産後休業終了年月日の翌日現在の報酬を基準として報酬月額を算定し、従前の標準報酬月額と1等級以上の差が生じるとき、産前産後休業終了年月日の翌日の属する月の翌月（産前産後休業終了年月日の翌日が月の初日であるときは、その月）から、標準報酬月額が改定されます。

※産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業を開始した場合は、提出できません。

【**添付書類**】

不要

【**提出先**】

船舶所有者の所在地を管轄する船員保険を取り扱う年金事務所

【**提出方法**】

郵送、窓口持参、電子申請（※）

※電子申請は「船員保険・厚生年金保険 産前産後休業終了時報酬月額変更届」のみ可能です。